

南九州市課設置条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める  
規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

南九州市長 塗木 弘幸

## 南九州市規則第 41 号

南九州市課設置条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める  
規則

(南九州市課設置条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則)

第 1 条 南九州市課設置条例等の一部を改正する条例（令和 7 年南九州市条例第 30 号）第 2 条及び第 5 条から第 7 条までの改正規定の施行期日は、令和 8 年 9 月 24 日とする。

(南九州市福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則)

第 2 条 南九州市福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例（令和 7 年南九州市条例第 32 号）の改正規定の施行期日は、令和 8 年 9 月 24 日とする。

(南九州市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則)

第 3 条 南九州市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例（令和 8 年南九州市条例第 14 号）の施行期日は、令和 8 年 9 月 24 日とする。